

株式会社 拓琉金属

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年8月1日～令和9年7月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標

全社員の一月当たりの残業時間を0時間とする。

実施時期・取組内容

- 令和4年8月～ 残業時間削減の方針について、メッセージを発信する。
- 令和4年8月～ 終了時間を1時間繰り上げて16時30分とする。
- 令和5年1月～ 業務の優先順位付けや業務分担の見直しを行う。
- 令和5年8月～ 残業時間削減の実施状況を調査し、取組の見直しを検討する。
- 令和6年1月～ 業務の優先順位付けや業務分担の実施状況を調査し、取組の見直しを検討する。